

福井・坂井地域医療構想調整会議 福井分科会	資料2
令和5年8月4日（金） 19時～	

休止病床、過剰病床機能への転換等に関する対応について

① 休止病床に関する対応

- ・令和4年10月時点で352床の病床が休止。そのうち廃止する予定の病床は110床。今後の対応を「再稼働」または「その他（未定など）」としている15機関（242床）について、2025年に向けた対応協議が必要

② 稼働病床の過剰病床機能への転換に関する対応

- ・急性期など過剰病床機能への転換の意向を示している2機関（福井）について、2025年に向けた対応協議が必要

③ 病床数増加に関する対応

- ・病床過剰地域で病床数増加の意向を示している1機関（福井）について、2025年に向けた対応協議が必要

④ データや好事例を踏まえた更なる地域医療構想の推進

- ・病床機能の転換は医療機関の経営にも影響するため、更なる地域医療構想の推進には、将来の医療需要に関するデータや好事例を踏まえた議論が必要（急性期から回復期への病床機能転換や病床のスリム化）

⑤ 在宅医療・介護の体制整備に伴う地域医療構想の推進

- ・地域医療構想は政策的な在宅医療等への移行を前提としていることから、在宅医療・介護の提供体制の整備状況を踏まえた議論が必要（慢性期病床から介護医療院等への転換など）

⑥ 地域医療構想にかかる各医療機関の対応方針の策定

- ・①～⑤および第8次医療計画の策定作業を踏まえ、令和5年度中に全病院・有床診療所の対応方針を決定することが必要

⑦ 公立病院経営強化プランの策定

- ・公立病院（病院事業を設置する県立、市町立、組合立の病院）は、令和5年度中に地域医療構想にかかる対応方針として経営強化プランを策定することが必要

⑧ 外来機能報告の結果を踏まえた紹介受診重点医療機関に関する協議

- ・外来医療においても機能の明確化・連携の推進を目的とし、地域の実情を踏まえ、紹介受診重点医療機関の選定を協議

1. 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応 (※ 過去1年間に一度も入院患者を収容しなかった病床で構成される病棟)

- 都道府県は、当該医療機関に対して、地域医療構想調整会議へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明を求める。
- 病床過剰地域において、当該病棟の必要性が乏しいと考えられる場合、都道府県は医療審議会の意見を聴いて、病床削減のための措置を命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）する。
- 再稼働しようとする医療機関の計画を把握した場合、当該医療機関の医療従事者の確保に係る方針、稼働している病棟の稼働率を上げたとしてもなお追加的な病棟の再稼働の必要性があるか否かについて、地域医療構想調整会議において十分議論する。

2. 過剰病床機能に転換しようとする医療機関への対応

- 都道府県は、当該医療機関に対して、①都道府県への理由書提出、②地域医療構想調整会議での協議への参加、③医療審議会での理由等の説明を求める。
- 当該理由等がやむを得ないものと認められない場合、都道府県は医療審議会の意見を聴いて、病床機能を変更しないことを命令（公的医療機関等を対象）又は要請（公的医療機関等以外の医療機関を対象）する。

3. 病床数を増加しようとする医療機関への対応

- 都道府県は、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、①新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性、②新たに整備される病床が担う予定の病床機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性、③当該医療機能を担う上での、雇用計画や設備整備計画の妥当性等について説明を求める。
- 既存病床数及び基準病床数並びに将来の病床数の必要量との整合性の確保を図る必要がある場合は、医療審議会でも議論を行う。
- 都道府県は、病床過剰地域における開設や増床について、公的医療機関の場合は許可しないことができ、それ以外の医療機関の場合は勧告することができる。
- また、都道府県は、開設や増床を許可をする場合であっても、地域で不足する医療機能を提供する旨の条件を付与すること。

【対象 1】

- ・令和4年9月の調査において、休止病床を有しており、今後の対応を「再稼働」または「その他（主に未定）」と回答した機関

【再確認・要請の内容】

- ・方針の再確認（廃止、介護保険施設等への転換、再稼働）
- ・再稼働する場合は計画（休止した時期、休止理由、再稼働の予定時期、再稼働が必要な理由、再稼働後の病床機能、再稼働後に提供する医療内容と構想の整合、病床稼働率、平均在院日数、再稼働に必要な医療従事者確保計画、設備整備計画など）の提出

【対象 2】

- ・令和4年9月の調査において、稼働病床を急性期など過剰病床機能に転換する意向を示している2機関（福井）

【再確認・要請の内容】

- ・病床機能転換計画（転換前と転換後の病床数・病床機能、転換の予定時期、過剰病床機能に転換が必要な理由・経緯、転換後に提供する医療内容と構想の整合、病床稼働率、平均在院日数、転換に必要な医療従事者確保計画、設備整備計画など）の提出

【対象 3】

- ・令和4年9月の調査において、病床過剰地域で病床数増加の意向を示している1機関（福井）

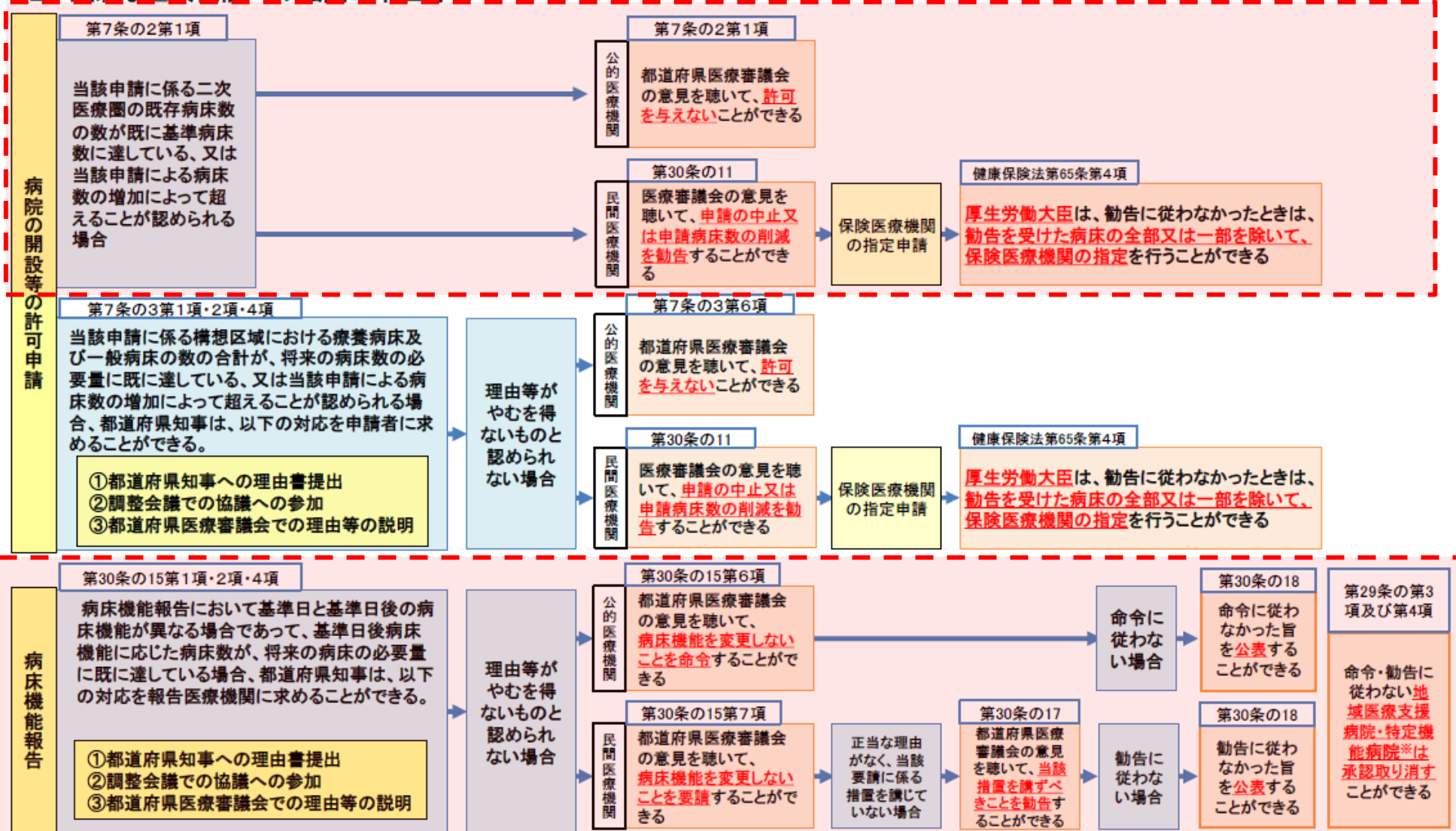
【再確認・要請の内容】

- ・病床増床計画（増床前と増床後の病床数・病床機能、増床の予定時期、増床が必要な理由・経緯、増床後に提供する医療内容と構想の整合、病床稼働率、平均在院日数、事業譲渡等増床手法、増床に必要な医療従事者確保計画、設備整備計画など）の提出

○ 都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

■ 過剰な医療機能への転換の中止等

【病床数増加対応】

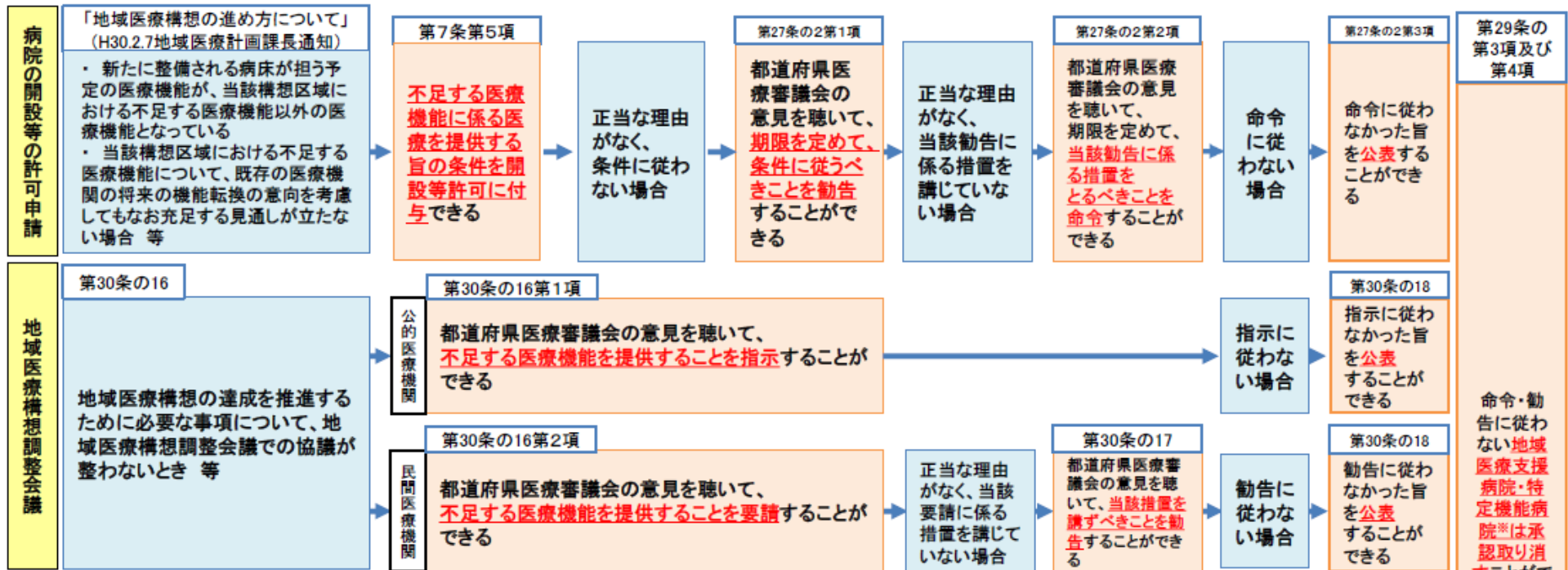


【過剰病床機能への転換対応】

※特定機能病院の承認取消しは厚生労働大臣が行う

○ 都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

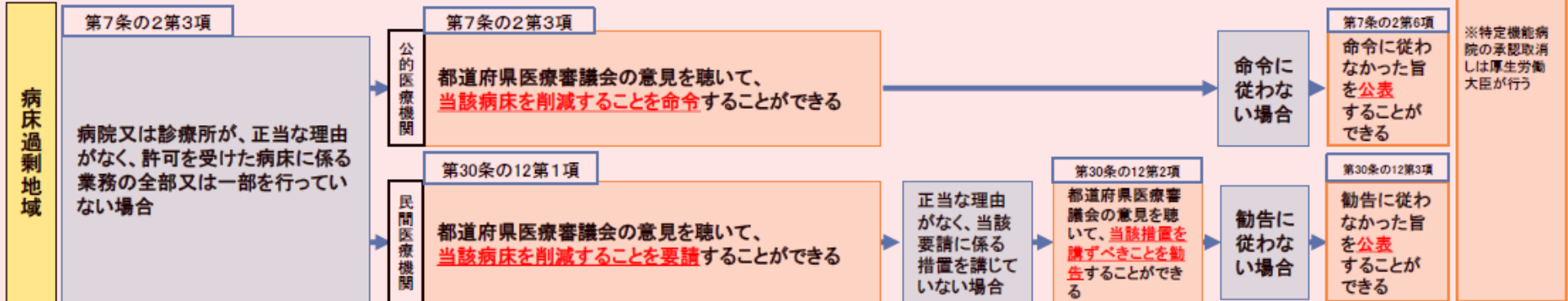
■ 不足する医療機能への転換等の促進



命令・勧告に従わない**地域医療支援病院・特定機能病院**等は承認取り消去することができる

※特定機能病院の承認取り消去は厚生労働大臣が行う

■ 非稼働病床の削減



【休止病床への対応】

【参考】基準病床数制度について

目的

- ・基準病床数は、地域ごとの病床数の整備の目安であるとともに、病床増加を抑制する規制基準
- ・病床整備について、「病床過剰地域」から「非過剰地域」へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療提供体制を確保
 - ※「病床過剰地域」とは、既存病床数が基準病床数を超える地域

仕組み

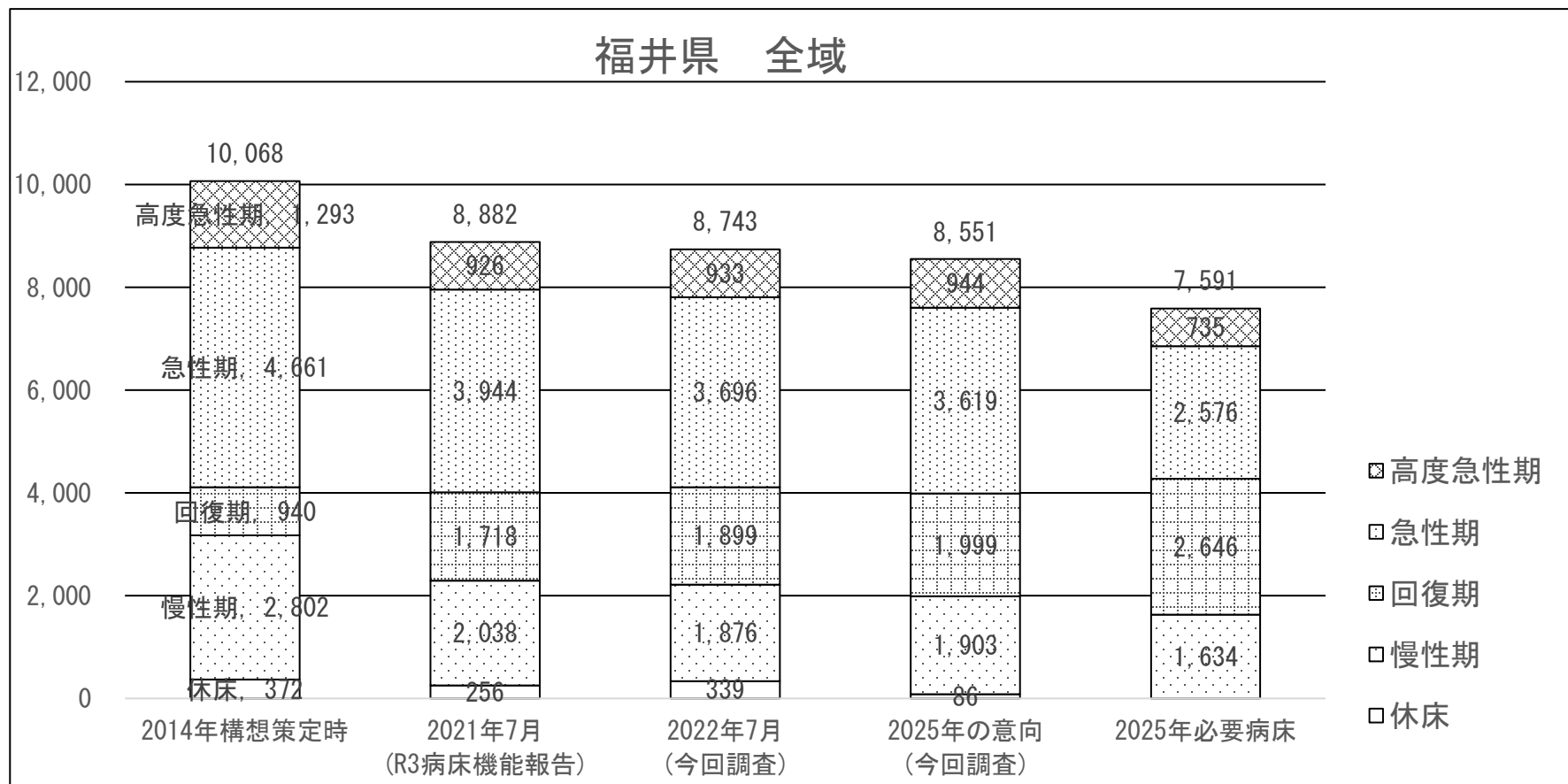
- ・都道府県知事は、国が定めた全国統一の算定式により基準病床数を算定し、医療計画に記載（医療法第30条の4第2項第14号、医療法施行規則第30条の30）
- ・都道府県知事は、病床過剰地域における病院開設や増床について、公的医療機関の場合は許可しないことができ、それ以外の医療機関の場合は勧告することができる（医療法第7条の2、第30条の11）。
- ・都道府県知事が勧告をした場合、厚生労働大臣は、開設する病院を保険診療医療機関に指定しないことや増床する病床を保険診療の対象外とすることができる（健康保険法第65条第4項）。

【医療法に基づく基準病床数（一般病床および療養病床）】

二次医療圏	基準病床数	既存病床数 (令和5年3月31日時点)	基準超過病床数
福井・坂井	4, 237	5, 040	+ 803
奥越	416	391	△25
丹南	1, 344	1, 697	+ 353
嶺南	1, 230	1, 257	+ 27
合計	7, 227	8, 385	+ 1, 158

※ 既存病床数は、許可病床数から重度心身障害児（者）の受入病床を除くなど法令に基づく補正を行ったもの。

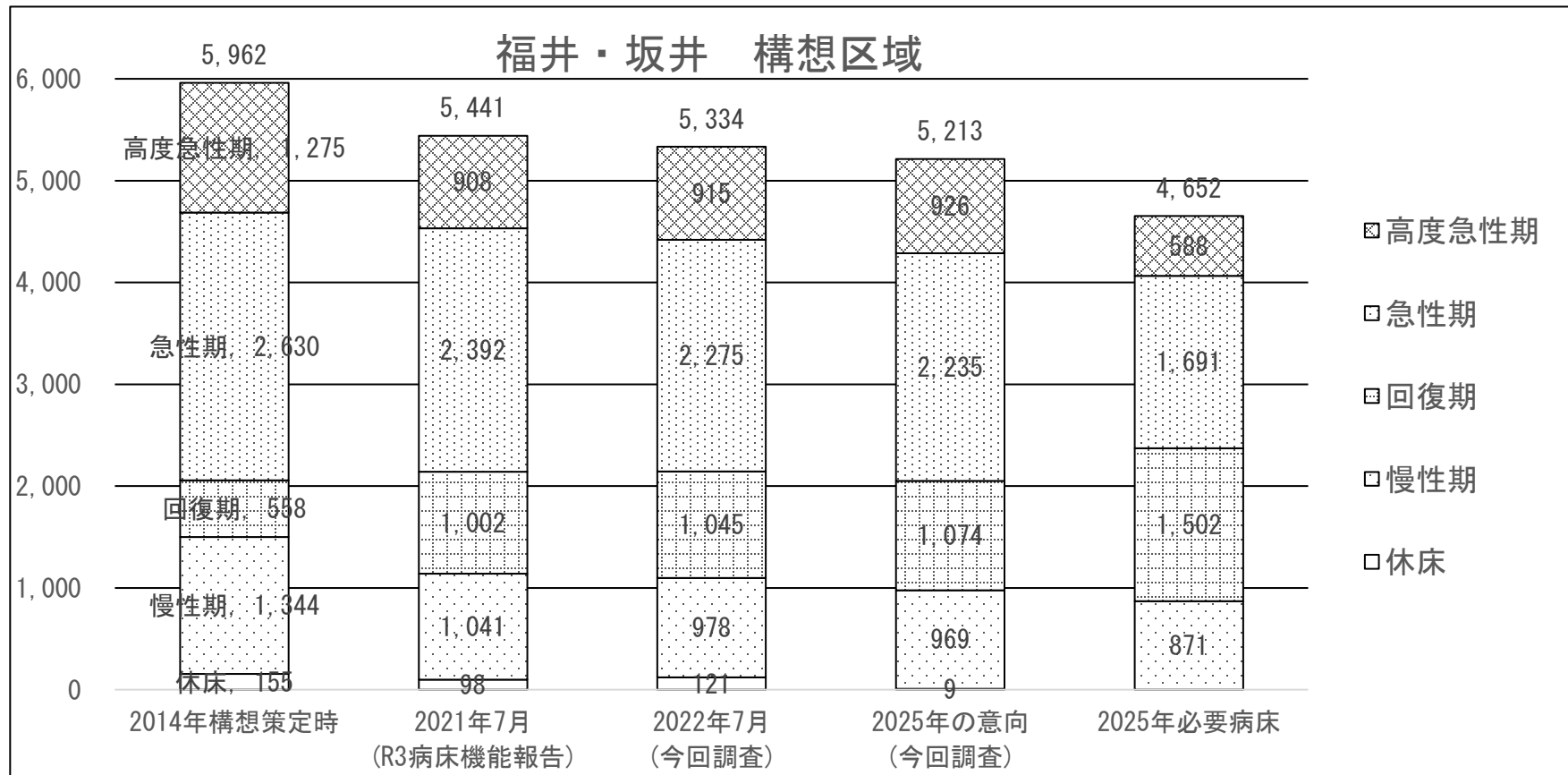
【参考】2025年における必要病床数との比較（福井県全域）



病床機能	2021年→2022年病床増減	2022年→2025年（意向）病床増減	2025年必要病床との比較
高度急性期	+7床	+11床	+209床 超過
急性期	△ 248床	△ 77床	+1,043床 超過
回復期	+181床	+100床	△ 647床 不足
慢性期	△ 162床	+27床	+269床 超過
休床	+83床	△ 253床	+86床 超過
計	△ 139床	△ 192床	+960床 超過

※ 福井・坂井医療圏および嶺南医療圏の重症心身障害児（者）施設および医療型障害児入所施設の病床は削減の対象外

【参考】2025年における必要病床数との比較（福井・坂井構想区域）



病床機能	2021年→2022年病床増減	2022年→2025年（意向）病床増減	2025年必要病床との比較
高度急性期	+7床	+11床	+338床超過
急性期	△ 117床	△ 40床	+544床超過
回復期	+43床	+29床	△ 428床不足
慢性期	△ 63床	△ 9床	+98床超過
休床	+23床	△ 112床	+9床超過
計	△ 107床	△ 121床	+561床超過

※ 重症心身障害児（者）施設および医療型障害児入所施設の病床は削減の対象外

休止病床を有する医療機関への再確認・要請の結果（総括）

【令和4年7月1日までの1年間に一度も入院患者を受け入れなかった病床】

No.	地区	医療機関名	非稼働病床数	病床の病床数	病床種別	今後の対応		対応予定時期	再稼働する場合その病床機能	非稼働病床である具体的な理由	再確認・要請の対象	再確認・要請の結果
						再稼働 廃止 施設等へ移行 その他	「その他」の場合は その具体的な内容					
1	福井	福井循環器病院	2	35	一般	再稼働		2025年4月	高度急性期・急性期	看護職員が不足しているため。	○	再稼働
2	福井	福井リハビリテーション病院	1	19	療養	廃止		令和4年度中			—	—
3	福井	中永医院	1	5	一般	再稼働	後継（医師）者への交代時期が不明なため。	未定	急性期	人員不足（特に専門職）	○	廃止
4	福井	西ウイミズクリニック	1	9	一般	その他	十分なスタッフが確保できるまでは、主に不妊治療目的の日帰り入院のみ対応	未定		スタッフ確保が困難なため、一時的に稼働していない状態	○	廃止
5	福井	久保田内科医院	1	19	一般	廃止		未定		廃止予定のため。	—	—
6	福井	畑内科	1	19	療養	廃止		未定		廃止予定のため。	—	—
7	福井	高波耳鼻咽喉科医院	1	3	一般	再稼働		未定	急性期・回復期	人員配置の問題	○	再稼働
8	福井	宇野医院	1	6	一般	その他	未定	未定			○	介護保険施設等へ移行
9	福井	福島泌尿器科医院	1	15	一般	廃止		未定		平成21年度より休床中のため。	—	—
10	坂井	藤田神経内科病院	1	4	一般	廃止		2025年4月		入院患者の認知症合併率増加に伴い、看護職員の負担が高くなり、医療の質が低下する危険性があるため。看護職員の充足ができないため。	—	—
11	奥越	勝山オレンジクリニック	1	15	一般	廃止	2023年以降、廃止の予定	2023年以降		休床中のため。	—	—
12	奥越	尾崎整形外科	1	19	一般	再稼働		2025年4月	回復期	看護師確保が困難なため。		病床過剰地域でないため対象外
13	丹南	高野病院	1	34	一般	再稼働		未定	回復期	再開に向け医師・看護師の確保などに時間を要しているため。	○	廃止
14	丹南	越前外科内科医院	1	19	療養	再稼働	スタッフが満たされた時	令和6年ごろ	慢性期	スタッフが満たされないため。	○	再稼働
15	丹南	藤井医院	2	19	一般療養	再稼働	人材が確保できた時点で再稼働の予定	未定		病床稼働のための人材確保が不可能となり、今後も見込みが薄いため。	○	廃止
16	丹南	藤田医院	1	19	一般	廃止	人材確保。経営面の配慮。	令和5年予定		人材不足。経営難。		
17	丹南	岩堀メディカルオフィス	1	17	療養	再稼働		未定	慢性期	スタッフの確保が困難	○	再稼働
18	丹南	土川整形外科医院	1	19	一般療養	その他	未定	未定		スタッフ不足につき稼働できない。	○	廃止
19	二州	敦賀医療センター	1	14	一般	その他	未定	未定			○	廃止
20	二州	和久野医院	1	19	一般	その他	未定	未定			○	再稼働
21	二州	三宅眼科医院	1	6	一般	その他	未定	未定			○	稼働中を確認（休床は報告誤り）
22	若狭	中山クリニック	1	18	一般	その他	未定	未定			○	再稼働

「福井循環器病院（福井市新保）」 休止病床の再稼働計画

■現在の許可病床数

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
199床	—	—	—	—	199床

■機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	60床	104床	—	—	35床	199床
2025年意向	61床	138床	—	—	—	199床

■病床稼働率

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
許可病床ベース	56.9%	54.4%	43.6%	44.8%	42.0%

■平均在院日数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
14.5日	13.9日	13.2日	13.7日	12.8日

■休止病床の状況

病棟名	病床種別	病床数	休止時期	再稼働予定時期
ICU	一般	1床	令和3年2月	令和7年4月
6階病棟	一般	34床	平成15年5月	令和7年4月

■再稼働の内容（予定）

病床機能	診療報酬(入院料)	診療科	再稼働に必要な人員
高度急性期	特定集中治療室 管理料3	循環器内科、 心臓血管外科	看護師6人程度
急性期	急性期一般入院料1	循環器内科、 心臓血管外科	看護師25人程度

■休床している理由

- ・病床を稼働できる人員が不足しているため。

■休止病床の再稼働が必要な理由

- ・高齢化に伴い増加する循環器疾患の入院患者受入れのため。
- ・2023年5月以降は心不全入院が増加。病床稼働率が向上

■再稼働によって提供する医療の内容

- ・心不全の急性増悪期治療など高度な循環器疾患治療を実施
- ・内科・外科共同、多職種介入による早期退院を目指した医療

■提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・心疾患はがんに次いで死亡原因の割合が高く、高齢化や生活習慣病患者の増加に伴い、今後、入院患者の増加を想定
- ・循環器専門病院である当院がかかりつけ医と連携し、幅広く心疾患の患者に対応することで、安定した医療体制を構築

■休止病床の再稼働が地域医療構想の推進に資する理由

- ・当院が心疾患の急性期患者を主に受け入れることで、他の急性期病院の負担を軽減。役割分担を促進
- ・地域医療支援病院としてかかりつけ医からの紹介患者受入れを拡大し、地域包括ケアの推進に貢献

■再稼働に必要な人員の確保計画

- ・例年15名程度の新人看護師を採用しており、中途採用なども含めると必要な人員を確保できると考えている。

■再稼働に必要な施設・設備の整備計画

- ・リハビリ設備の拡充、入浴介助設備などの整備を検討中

「高波耳鼻咽喉科医院（福井市荒木新保町）」 休止病床の再稼働計画

■現在の許可病床数

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
3床	—	—	—	—	3床

■機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	—	—	—	—	3床	3床
2025年 意向	—	—	3床	—	—	3床

■病床稼働率

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
許可病床ベース	0%	0%	0%	0%	0%

■平均在院日数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
0日	0日	0日	0日	0日

■休止病床の状況

病棟名	病床種別	病床数	休止時期	再稼予定動時期
—	一般	3床	不明	未定

■再稼働の内容（予定）

病床機能	診療報酬(入院料)	診療科	再稼働に必要な人員
急性期 ・回復期	一般入院料	耳鼻 咽喉科	医師1人、看護師1人

■休床している理由

- ・病床を稼働できる人員が不足しているため。

■休止病床の再稼働が必要な理由

- ・手術が必要な患者に対応するため。

■再稼働によって提供する医療の内容

- ・副鼻腔炎など軽度な手術、術後の観察、急性期からの回復

■提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・患者に身近である本院が手術に対応することで、急性期病院への紹介が不要になり、患者の負担軽減につながる。
- ・軽度な手術に対応することで、急性期病院の負担を軽減

■休止病床の再稼働が地域医療構想の推進に資する理由

- ・急性期病院の負担を軽減することで、急性期病院は本来対応すべき重症患者等の対応に専念
- ・急性期病院との役割分担・連携を促進

■再稼働に必要な人員の確保計画

- ・常に入院があるわけではないので、看護師に都合よく臨時の夜勤をお願いできないことが課題
- ・看護師確保に向けては条件面の整理など計画検討が必要

■再稼働に必要な施設・設備の整備計画

- ・入院に必要な施設・設備は整っており、特に問題ない。
- ・急な入院の際の食事提供など運用面でのマニュアル整備

「福井県立病院（福井市四ツ井）」病床機能転換計画（過剰病床機能）

■現在の許可病床数

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
551床	—	198床	6床	4床	759床

■機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	60床	471床	20床	—	—	551床
2025年 意向	64床	433床	20床	—	—	517床

■病床稼働率（許可病床ベース）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
69.2%	76.5%	60.6%	65.1%	75.0%

■平均在院日数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
11.84日	11.75日	11.30日	11.22日	11.45日

■過剰病床機能となる病床

病棟名	病床種別	病床数	転換予定時期
HCU病棟	一般	4床	令和6年度

■過剰病床機能の内容（予定）

病床機能	診療報酬(入院料)	診療科	転換に必要な人員
高度急性期	HCU	外科等	看護師8人～16人

■過剰病床機能への転換が必要な理由・経緯

- ・新型コロナ患者を受け入れるために活用していたHCU病床について、コロナ収束後は通常医療に利用するため。

■過剰病床機能への転換によって提供する医療の内容

- ・HCUでは主に術後患者に対する集中的治療・ケアを実施
- ・救急病棟、ICU、HCU、一般急性期病棟を一体的に備えることで質の高い高度急性期医療を提供

■提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・地域の医療機関と連携し、高度急性期医療を担うことが当院の役割であるため。

■過剰病床機能への転換が地域医療構想の推進に資する理由

- ・県立病院をはじめ、高度急性期機能を担う病院が、HCUを備えることは、より高度急性期・急性期の機能を高めることになり、地域医療構想の役割分担に寄与する。

■過剰病床機能への転換に必要な人員の確保計画

- ・コロナ対応に当たっている看護師をそのまま配置するため、人員確保はできている。

■過剰病床機能への転換に必要な施設・設備の整備計画

- ・現在、新型コロナ病床として活用している病床であり、必要な施設・設備は整っている。

「福井総合病院（福井市江上町）」病床機能転換計画（過剰病床機能）

■現在の許可病床数

一般	療養	精神	結核	感染症	合計
315床	—	—	—	—	315床

■機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	0床	195床	120床	—	—	315床
2025年意向	6床	210床	99床	—	—	315床

■病床稼働率（許可病床ベース）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
92.3%	91.3%	93.4%	105.2%	98.8%

■平均在院日数

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
14.51日	13.51日	13.95日	13.34日	14.19日

■過剰病床機能となる病床

病棟名	病床種別	病床数	転換予定時期
4A	一般	6床	令和7年4月
5AB、6AB	一般	15床	令和7年4月

■過剰病床機能の内容（予定）

病床機能	診療報酬（入院料）	診療科	転換に必要な人員
高度急性期	脳卒中ケアユニット入院管理料	脳神経外科 脳神経内科	医師1人 看護師2人 理学療法士または 作業療法士1人
急性期	急性期一般入院料1	整形外科、脳神経内科、 脳神経外科、リハビリ科など	

■過剰病床機能への転換が必要な理由・経緯

- ・当院は直近5年間の急性期病棟の病床稼働率が90%を超え。
- ・高齢者化により脳卒中、脳梗塞などの救急搬送の増加を想定
- ・脳卒中の早期治療実施のため、坂井地域の患者も受入れ

■過剰病床機能への転換によって提供する医療の内容

- ・高度急性期・高脳卒中ケアユニット入院管理料 6床

SCUで専門チームが脳卒中を24時間体制で集中的に治療

- ・急性期・急性期一般入院料1 195 → 210床

SCU以外の急性期患者、カテーテル治療、救急患者受入れ

■提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・三国、あわら、坂井地域の脳卒中患者に早期治療を実施することにより、同地区における医療提供体制の充実

■過剰病床機能への転換が地域医療構想の推進に資する理由

- ・当院が三国、あわら、坂井地域の脳卒中患者を主に受け入れることで、福井市内の急性期病院の負担軽減。役割分担促進

■過剰病床機能への転換に必要な人員の確保計画

- ・必要な看護師および療法士の採用計画を策定
- ・ハローワークや各学校への採用案内などの実施を検討中

■過剰病床機能への転換に必要な施設・設備の整備計画

- ・脳卒中ケアユニットの設置に必要な設備整備を実施
- ・整備費用の調達方法は予算計画策定時に検討

「医療法人清風会 吉田医院（福井市順化）」病床増床計画

■ 許可病床数

区分	一般	療養	精神	結核	感染症	合計
現状	13床	6床	—	—	—	19床
増床後	30床	10床	—	—	—	40床

■ 機能別病床数（地域医療構想対象の一般・療養病床）

区分	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休床	合計
2022年	—	13床	—	6床	—	19床
2025年意向	—	15床	15床	10床	—	40床

■ 病床稼働率（許可病床ベース）

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
90%	80%	70%	60%	70%

■ 平均在院日数

※病床機能報告から算出

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
122.5日	88.7日	114.7日	213.3日	今年度報告

■ 増床する病床

病棟名	病床種別	病床数	増床予定時期
一般病棟	一般	2床	令和7年4年
地域包括ケア病棟	一般	15床	令和7年4月
療養病棟	療養	4床	令和7年4月

■ 増床の内容（予定）

病床機能	診療報酬(入院料)	診療科	増床に必要な人員
急性期	検討中	検討中	検討中
回復期	地域包括ケア病棟 入院料1	整形外科・内科	医師1人、看護師3人、 理学療法士2人、 作業療法士1人
慢性期	療養病棟 入院料1	外科・内科	医師1人、看護師3人、 理学療法士1人

■ 増床が必要な理由・経緯

- ・福井市中心部では、急性期や回復期医療の需要、細やかな患者のニーズに対応できる医療機関が不足しているため。

■ 増床によって提供する医療の内容

- ・これまでの一般外科・内科・小児科に加え、整形外科・形成外科・眼科などの専門医により幅広く手厚い医療を提供

■ 提供する医療内容が地域にとって必要であることの説明

- ・急性期治療を必要とする治療を受けるためには、特に高齢者が郊外の病院を受診しているのが実情
- ・医療過疎となりつつある福井市中心部において、当院はこの需要に応え、質が高く幅広い医療を提供

■ 増床が地域医療構想の推進に資する理由

- ・地域包括ケア病棟を含めた回復期病床や慢性期病床を増床し、県立病院等の大病院から幅広い疾患の退院患者を受け入れる。

■ 事業譲渡など増床を実現するための手法

- ・休止病床や閉床見込みの病床を有する他の医療法人から当該病床の事業譲渡を受け、増床を実現する計画

■ 増床に必要な人員の確保計画

- ・2025年4月の増床計画までに専門医6人体制の確保を予定
- ・各診療科で段階的に必要な医療スタッフを確保する計画

■ 増床に必要な施設・設備の整備計画

- ・増床に必要となる土地は確保。手術室やリハビリ室等の拡大、CTやMRI等の検査機器の整備にも今後投資を予定

休止病床の再稼働計画等に対する県の考え方 ①

1. 休止病床の再稼働計画について

医療機関名	県の考え方（案）
福井循環器病院	<ul style="list-style-type: none">今後増加が見込まれる循環器疾患の入院患者に対応することや、他の急性期病院の負担軽減による役割分担の促進などを目的とした病床再稼働であり、理由はあると考えられる。ただし、再稼働には次の内容が必要<ul style="list-style-type: none">① 平成30年度から令和4年度までの病床稼働率の平均が50%程度と低い水準であるため、再稼働には稼働率の向上が必要（急性期病床の稼働率は概ね75%以上が目安）② 看護師31人を採用する計画であることから、退職者数も考慮し、確実な人員確保が必要
高波耳鼻咽喉科医院	<ul style="list-style-type: none">軽度な手術や術後管理を行うことでかかりつけ医の機能強化とともに、急性期病院の負担軽減も目的とした病床再稼働であり、理由はあると考えられる。ただし、再稼働に必要な看護師を1人としている点については、夜勤体制や算定する入院料も踏まえ、確実な人員確保が必要

休止病床の再稼働計画等に対する県の考え方 ②

2. 病床機能転換計画（過剰病床機能）について

医療機関名	転換内容	県の考え方（案）
福井県立病院	急性期（△38） 高度急性期（+4）	<ul style="list-style-type: none"> • コロナ患者受入れに活用しているHCUについて、現在は受け入れる患者像から急性期としているものの、コロナ収束後は通常医療への利用（重症患者などへの高度医療提供）に伴い高度急性期となるものであり、理由があると考え • 高度急性期部門に特化し、地域の医療機関との役割分担を進めることは、地域医療構想の趣旨に反するものではないため、やむを得ないと考えられる。
福井総合病院	回復期（△21） 高度急性期（+6） 急性期（+15）	<ul style="list-style-type: none"> • 新たにSCUを整備し、三国、あわら、坂井地域の脳卒中患者に早期治療を実施することは、脳卒中医療体制の強化につながることを期待できる。 • 福井市内への搬送件数を減少させ、同市内の急性期病院の負担軽減を図ることは、地域医療構想の推進に資すると考えられるが、過剰病床機能への転換については、次の点を再確認した上で判断したい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 三国、あわら、坂井地域の脳卒中患者数 ② ①のうち福井市内の医療機関で治療を受けた患者数 ③ 福井総合病院が新たにSCUを整備することによる②患者の減少数 ④ 県内SCUの病床稼働率 ⑤ SCUおよび急性期病床の整備に当たり、新たに必要な看護師が2名だけでよい理由

3. 病床増床計画について

医療機関名	増床内容	県の考え方（案）
吉田医院	急性期（13）、慢性期（6） ↓ 急性期（15）、回復期（15） 慢性期（10）	<ul style="list-style-type: none"> 福井・坂井医療圏は、病床過剰地域であるため、増床計画については慎重に対応（福井市内での増床は、他の医療圏からの患者流出と医療偏在の拡大が懸念） 当該増床をしなければ、地域の入院医療が成り立たないなど具体的な理由が必要 今回の計画には、福井市内で整形外科を標榜する医療機関における病床稼働率の状況など、増床が必要な具体的な根拠が示されていない。 このため、提供する医療の内容を明確にするとともに、その内容に関する地域の病床の状況を明らかにするなど、計画の再提出を要請したい。

- 休止病床の再稼働、過剰病床機能への転換および病床の増床については、その妥当性を地域医療構想調整会議で議論することが必要であるため、県の考え方（案）が適切かどうかご意見を伺いたい。